

令和5年12月15日

【照会先】

労働基準局 監督課

課長 竹野 佑喜

過重労働特別対策室長 岡田 直樹

中央労働基準監察監督官 安田 幸次

(代表電話)03(5253)1111 (内線 5541)

(直通電話)03(3502)5308

報道関係者 各位

特別労働相談受付日における相談結果を公表します

毎年11月を過重労働解消キャンペーン月間としており、その一環として11月3日(金・祝日)に実施した特別労働相談受付日における相談結果を公表します(※1)。

特別労働相談では、合計で509件の相談が寄せられました。これらの相談のうち、労働基準関係法令上、問題があると認められる事案については、相談者の希望を確認した上で労働基準監督署に情報提供を行い、監督指導を実施するなど、必要な対応を行っています。

【相談結果の概要】

相談件数 合計 509 件

■主な相談内容

長時間労働・過重労働	80件 (15.7%)
賃金不払残業	61件 (12.0%)
賃金不払(賃金不払残業除く)	46件 (9.0%)
休日・休暇	31件 (6.1%)
パワハラ	55件 (10.8%)

■主な相談者の属性

労働者	372件 (73.1%)
労働者の家族	71件 (13.9%)
その他(使用者、不明等)	66件 (13.0%)

■主な事業場の業種

その他の事業(※2)	58件 (11.4%)
保健衛生業	49件 (9.6%)
商業	44件 (8.6%)

※1 特別労働相談受付日においては、「過重労働解消相談ダイヤル」及び「労働条件相談ほっとライン」で労働相談を受け付け、次のような対応をしました。

- ・相談者に労働基準法や関係法令の規定、解釈について説明
- ・違法性が疑われる事業場の情報について情報提供として受理
- ・相談内容に応じ、他の行政機関等を紹介

※2 「その他の事業」とは、派遣業、警備業、情報処理サービス業等をいう。

また、過重労働相談受付集中期間（11月1日（水）から11月7日（火）まで（11月4日～5日を除く。))において、14,395件の相談が寄せられました。

<参考1> 過重労働解消キャンペーン

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign_00004.html

<参考2> 労働条件に関する電話やメールでの相談窓口

以下の窓口において労働条件に関する相談を受け付けています。

■ 最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署（開庁時間 平日8：30～17：15）

[URL] <https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/>

■ 労働条件相談ホットライン（厚生労働省委託事業）

はい！労働
[電話番号] 0120-811-610（無料）

[相談対応時間・曜日] 月～金 17:00～22:00、土日・祝日9:00～21:00

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline/>

■ 労働基準関係情報メール窓口

長時間労働・過重労働や賃金不払残業など、労働基準法などの違反が疑われる事業場の情報をメールで受け付けています。お寄せいただいた情報は、関係する労働基準監督署・都道府県労働局において、立入調査対象の選定に活用するなど、業務の参考とさせていただきます。

【別添資料】 相談事例